

## 松山広域都市計画特別用途地区の変更（松山市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
松山駅周辺特別業務地区	約 11ha	商業地域の一部

「種類、位置図及び区域は計画図表示のとおり」

### 理由

現在、都市計画では準工業地域を特別用途地区に指定し、大規模集客施設を制限している。

今回、松山駅周辺では松山駅周辺土地区画整理事業区域内の商業地域で、土地の有効高度利用の誘導を行い高次の商業・業務機能等の集積強化を図るとともに、健全で魅力的な都市環境の保持を目指すため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 6 項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物を制限する特別用途地区を都市計画に追加するものである。

字界一覧表

場所	字界
1 . 松山駅周辺地区	南江戸一丁目の一部 三番町八丁目の一部 千舟町八丁目の一部 宮田町の一部 辻町の一部 大手町二丁目的一部分

既存不適格調書（建築基準法第 86 条の 7 による）

場所	建築物の用途	延床面積
該当なし	該当なし	該当なし